

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業
(居宅レスパイト・医療的ケア児等福祉タクシー費用の助成)に係る助成金について

令和2年6月18日付事務連絡にて実施意向調査をさせていただきました下記助成金について事業概要をお知らせいたします。

つきましては、事業実施事業所には助成金申請書類を送付しますので、実施済または実施を予定している障害児通所支援事業所は別紙実施調書をご提出ください。

(実施を予定していない事業所は提出不要です。)

記

1 事業概要

次の事業について、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に実施したサービスに対する助成を行います。

(1) 居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供する事業

ア 助成対象

臨時休業となった場合であって、事業所の休業等に伴い保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、当該障害児の預かりが可能と事業者が判断した休業中の事業所の職員等が、居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供する事業に要した費用

ただし、レスパイト等の提供のみの実施である場合に限る（放課後等デイサービス事業として訪問した場合は対象外となります）

イ 助成金額

医療的ケア児以外に対しての支援 1回あたり8,000円

医療的ケア児に対しての支援 1回あたり15,000円

ウ 対象事業所

放課後等デイサービス

(2) 医療的ケア児等の送迎に要する福祉タクシー費用の助成

ア 助成対象

新型コロナウイルス感染防止対策等に伴い、医療的ケア児等（人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童等の特に感染症に罹患するおそれが強い児童）が、障害児通所支援事業所への通所に困難が生じているときに、通所支援事業所が福祉タクシーを利用して送迎する場合の費用

なお、福祉タクシーの利用対象となる送迎は、通所支援事業所と居宅までの送迎や居宅から事業所の最寄り駅（通常の送迎の際の集合場所）等までとするなど、送迎加算の取扱いと同様とする。また、送迎加算を算定していない場合に限りです。

イ 助成金額

対象児童1人につきひと月あたり3,080円又は事業に要した費用のいずれか少ない額

ウ 対象事業所

放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援

2 提出書類

令和2年度 居宅レスパイト・医療的ケア児等福祉タクシー助成金実施調書

※ 助成金請求予定事業所のみ提出してください。
実施予定がない事業所は回答不要です。

3 提出期限

令和3年3月12日(金)

4 提出先

件名「【事業所名】放課後等デイサービス利用者負担軽減補助額(回答)」としていただき、電子メールにてご提出ください。

尼崎市障害福祉課メールアドレス ama-syougai@city.amagasaki.hyogo.jp

5 その他

- 実施済または実施予定と回答された事業所には、実施状況を確認のうえ助成金申請書類を送付させていただきます。

(令和2年度補助事業のため、令和3年3月31日事業完了後、令和3年4月10日最終締切にて申請となります)

- 本補助金事業は、現時点におきまして令和3年4月以降の継続予定はありません。今後の新型コロナウイルスへの対応に関する通知は市ホームページにてご確認ください。

【尼崎市ホームページ】

トップページ > くらし・手続き > 障害者支援 > 障害者自立支援制度 > 【障害福祉サービス等】【障害児通所支援】指定サービス事業に関するお知らせ >

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1020053.html>

以 上

尼崎市障害福祉課 請求・認定担当

担当：吉田

TEL：06-6489-6750 FAX：06-6489-6351

Mail：ama-syougai@city.amagasaki.hyogo.jp